

新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業 概要

この概要については、令和5年度の交付要綱等を元に作成していますので、今後、道の補助事業として実施する際に基準単価等の内容が変更される場合があります。

〔目的〕

病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を修得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。

〔対象者〕

新人看護職員の研修を行う病院等

〔対象経費〕

(1) 新人看護職員研修事業

病院等が新人看護職員研修ガイドライン（改訂版）（平成26年2月厚生労働省）、北海道新卒訪問看護師採用・育成ガイドライン（令和3年3月北海道・公益社団法人北海道看護協会）等に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対して実施する研修事業の実施に必要な経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修に参加した新人看護職員の代替職員経費に限る。）

(2) 医療機関受入研修事業

他の病院等の新人看護職員、新人保健師又は新人助産師を公募により受け入れて実施する（1）の新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費

〔補助率〕

交付基礎額の2分の1以内

〔補助金の基準額〕

次の（1）及び（2）により算出された額の合計額とする。

(1) 新人看護職員研修事業

ア 新人看護職員研修経費

①新人看護職員等が1名るとき：440千円

（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円とする。）

②新人看護職員等が2名以上のとき：630千円

（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、両方を含む場合922千円とする。）

③訪問看護ステーション：1事業所当たり 922千円

イ 教育担当者経費

①新人看護職員等5名以上の場合に5名ごと215千円

②訪問看護ステーション：1事業所当たり 1,075千円

（注）新人看護職員等の人数は、当該年度の4月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限は70名とする。なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。ただし、当該年度内に離職した者は除く。

(2) 医療機関受入研修事業

ア 1名～4名を受け入れる場合：1施設当たり 113千円

イ 5名～9名を受け入れる場合：1施設当たり 226千円

ウ 10名～14名を受け入れる場合：1施設当たり 566千円

エ 15名～19名を受け入れる場合：1施設当たり 849千円

オ 20名以上受け入れる場合：1施設当たり 1,132千円

カ 受け入れる新人看護職員が20名を超える場合：1名増すごとに 45千円

(注)

- 1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。
- 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、次により算出すること。ただし、算出された人数に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
1名当たりの研修受講時間（研修受講者が複数の場合は、その総合計時間とする。）を40時間で除して得た数とする。
- 3 医療機関受入研修事業における受入人数の上限は30名とする。